

鳥取県東部庁舎玄関ホールギャラリー利用要項

（目的）

第1条 この要項は、鳥取県東部庁舎玄関ホールギャラリー（以下「東部ギャラリー」という。）を利用して東部管内を中心に地域の文化芸術等の活動を行う団体及び学校単位での児童生徒等の作品の展示等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用の範囲）

第2条 東部ギャラリーは、次の各号の行為で、県の施策に資するものとして東部地域振興事務所長（以下「所長」という。）が適当と認める場合に利用できるものとし、政治活動、宗教活動を目的とする場合の利用はできないものとする。

- （1）絵画、ポスター、写真、書及びこれらに類するものの展示
- （2）物品販売、寄附の勧誘、宣伝行為
- （3）その他所長が適当と認める行為

（利用期間）

第3条 東部ギャラリーを利用できる期間は、原則として1月以内とする。

（申込み）

第4条 東部ギャラリーを利用しようとする者は、様式1の申込書に所要事項を記載して所長に提出するものとする。

2 前項の申し込みは、様式1の申込書を郵送し、又はファクシミリ若しくは電子メールにより送信して行うことができる。

（利用に関する調整）

第5条 所長は、申し込みが重複したときは、利用に関する調整を行うものとする。

（利用可能な場合等の連絡）

第6条 所長は、申込者に対し、利用の可否等を様式2により連絡するものとする。

（利用に関する事項）

第7条 東部ギャラリーの利用者は、所長が別に定める事項を遵守しなければならないものとする。

（損害に対する措置）

第8条 利用者は、展示に当たって作品等の毀損、紛失、盗難等が発生した場合、その責任を負うものとする。

2 利用者は、高価又は貴重な作品の展示については、自らの判断により損害保険の加入その他必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、作品等の滅失、毀損又は盗難等により損害が発生するおそれが高いと認められる場合は、所長は展示を認めないものとする。

（利用に関する広報）

第9条 所長は利用状況に関し、広報に努めるものとする。

2 報道機関への資料提供については、東部庁舎内の各事務所、機関又は各種団体が展示を行う場合は、原則として当該事務所、機関又は団体が資料提供を行うものとし、これ以外の者が展示等を行う場合は、利用者の了解を得た上で東部地域振興事務所が資料提供を行うものとする。

(その他)

第10条 所長は、利用者に対し、東部ギャラリーの場所が外気、冷暖房及び太陽光の影響を受けやすいこと並びにそれにより作品に影響が生じる場合があることをあらかじめ説明するものとする。

2 この要項に規定するもののほか、東部ギャラリーの運営に当たり支障が発生した場合は、利用者及び所長がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要項は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年10月6日から施行する。

(第7条関係) 東部ギャラリーの利用に関する留意事項について

令和7年10月6日

鳥取県東部庁舎玄関ホールギャラリー利用要項第7条の所長が別に定める事項は、下記のとおりとする。

記

- 1 作品等の搬入、搬出、展示及び撤去は利用者が行うこと。
- 2 利用可能時間は、東部庁舎開庁日の午前8時30分から午後6時15分までとする。
- 3 利用に当たっては、東部ギャラリーの展示パネル、長机等を使用すること。
- 4 公序良俗又は風紀の維持確保を阻害するものの展示等その他所長が東部ギャラリーの設置目的に合致しないと認めた場合は、展示等の全部又は一部を中止することがあること。
- 5 その他展示等については、東部地域振興事務所長の指示に従うこと。